

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	岩木川下流（鶴田地区）堤防除草
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 巖倉 啓子 ○国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 ○青森県青森市中央三丁目20番38号
契約締結日	令和 元年 6月 5日
契約の相手方の 氏名及び住所	鶴田町長 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	9,394,000円
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

隨意契約理由書

1. 契約団体名：鶴田町
2. 業務の名称：岩木川下流（鶴田地区）堤防除草
3. 契約理由：

本作業は、鶴田町を流れる岩木川直轄管理区間において、堤防の安全、円滑な河川巡視の実現、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草を実施するものである。

本作業区間と近接している鶴田地区の高水敷は、鶴寿桜づつみ公園・運動場として、鶴田町が占用し維持管理を行っており、当該地区的堤防除草作業等を同じ鶴田町に委託することにより、除草時期の整合を図ることができ、河川区域内の清掃を一体的に実施できるなど、効率的で効果的な管理が可能となる。また実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や、愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

よって、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。